



2012年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社ツムラ
代表者名 代表取締役社長 芳井 順一
(コード番号 4540 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員
コーポレート・コミュニケーション室長 加藤 照和
TEL 03 - 6361 - 7100

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2012年5月10日開催の取締役会において、2012年6月28日開催予定の第76回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により、定款に、第31条(社外取締役の責任限定契約)および第44条(社外監査役の責任限定契約)の規定を新設するものです。

なお、第31条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款の変更内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(社外取締役の責任限定契約) <u>第31条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第 <u>31</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文記載省略)	第 <u>32</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

<p>(新設)</p> <p>第 43 条～第 46 条 (条文記載省略)</p>	<p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第 44 条</u></p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 45 条～第 48 条 (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) : 2012 年 6 月 28 日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定) : 2012 年 6 月 28 日 (木)

以 上